

ID: 105

担当部署: 健康推進課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町予防接種手数料徴収条例 第2条		
例規番号	昭和37年条例第156号		
【基準】 第2条の規定による。 (手数料の徴収) 第2条 予防接種の手数料は、実費を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日